

景観形成基準(景観形成重点地区以外)

項目		地域	くらし風景地域	里山風景地域	みなと風景地域	
建築物	配 置		・ 道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮した配置とすること。		・ できるだけ多くの空気を確保して、ゆとりある敷地利用とすること。	
	形 態・意 匠		<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 ・ 壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないため、アクセント(変化)をつけるなど工夫すること。 ・ 側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。 ・ 商店街では賑わいに配慮したデザインとすること。また、閉店時の景観形成にも努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の建物や自然との調和に努めること。 		
	材 料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の建物で使用されている材料の使用に努めること。 ・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。 			
	色 彩		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 ・ Y(黄)の色相は、彩度4以下 ・ 上記以外の色相は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R(赤)、YR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 ・ 上記以外の色相は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 ・ Y(黄)の色相は、彩度4以下 ・ 上記以外の色相は、彩度2以下 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 彩度・明度の高い色の使用は避けること。 ・ アクセントカラー(主要な色を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・ 周囲のまちなみに調和した色彩に努めること。 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街では、賑やかなまちなみにふさわしい色彩に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する色数は少なくすること。 		
建 築 設 備 附 帯 施 設		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫や物置などの附属物や非常階段、配管設備は、建築物と調和を図ること。 ・ 屋外設備、屋上設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆うなど、目立たない配慮をすること。 				
外 構・緑 化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 門、塀などは建築物やまちなみとの調和を図ること。高いブロック塀の設置は避け、生垣や緑化されたさく又は塀の設置に努めること。 ・ 道路境界付近や建物周りを中心に、緑化に努めること。 ・ 駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくによりまちなみの連続性に努めること。 ・ 地域の植生にあった緑化に努めること。 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の樹木などは保全、活用に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの緑地空間を確保するとともに、道路に面した部分は多くの植栽を施すこと。 	
工 作 物	配 置		・ 道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮した配置とすること。			
	形 態・意 匠		<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠の工夫により、周辺との調和を図ること。 ・ 側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ・ 種類及び用途に応じて集約化に努めること。 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合は、周囲の建物との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の建物や自然との調和に努めること。 		
	材 料		・ 時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。			
	色 彩		※建築物の各地域における色彩の景観形成基準と同じとする。			
附 帯 施 設		・ 附属物は、工作物と一体的なデザインに努めること。				
開 発 行 為	擁 壁		・ 材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。			
	既 存 樹 木		・ 敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。			
屋 外 広 告 物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること。 ・ まちなみに配慮したデザインに工夫すること。 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地においては、点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。 			